

かながわ県民活動サポートセンターのレターケース利用に関する要領

1 趣旨

かながわ県民活動サポートセンターのレターケース（以下「レターケース」という。）の利用に関し、必要な事項を次のとおり定めます。

2 利用対象

レターケースの利用は、自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を行う団体を対象とします。

3 利用目的

- (1) レターケースは、グループ内やグループ相互間の連絡、郵便物等の受け取り用として利用するものとし、危険物や金品受け渡し等の利用は認めません。
- (2) 個人情報保護の観点から、個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）が含まれる文書（封書は除く）の受け渡し等の利用は認めません。ファクスに送られてきた文書についても、個人情報が含まれている場合は取り次ぎを行いません。

4 利用募集案内

利用の募集を行う場合は、その都度、募集要項を作成し、ボランティアサロン掲示板及びかながわ県民活動サポートセンターホームページ等により利用者に案内します。

5 利用の申し込み

- (1) 利用の申し込みをしようとする者は、募集要項に基づき、サポートセンターレターケース利用申込書（第1号様式）のほか、利用団体整理票（ただし、既に提出済みで内容に変更がない場合は提出省略可。）に申込者の住所等を記載した封筒1枚を添えて提出することとします。
- (2) レターケースの利用は、1者につき1個とし、複数申込みは受け付けません。
- (3) レターケースの応募状況については、募集締切日以降10日程度でボランティアサロンに掲示します。

6 抽選

申込数が募集個数を上回った場合は、公開で抽選を行うこととします。なお、抽選の有無等については、応募状況の公表時に併せて掲示します。

7 利用の承認等

- (1) 利用の承認は、神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例（以下「条例」という。）第4条各項を適用し、サポートセンターレターケース利用承認書（第2号様式）により、4月1日から翌年3月31日までの1年間を利用期間とし、年度途中からの利用については1かヶ月単位で承認するものとします。
また、利用を承認しない場合においても申込者へその旨を通知します。
- (2) レターケースの不適正利用（他者への転貸等）や県民活動サポートセンターの秩序を乱すおそれがある活動等が発覚した場合は、条例第8条の規定に準じ、利用承認を取り消し、その旨を利用団体に通知します。

8 原状復帰

利用責任者は、レターケース内の保管物を利用承認期間内に撤去し、原状復帰の上返却することとします。

利用承認期間内に撤去されない保管物については必要な処分を行います。

また、利用承認を受けた者がレターケースを棄損した場合、神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例施行規則（以下「規則」という。）第13条を適用し、規則に基づく実施細目第8項に定める様式により届出をすることとします。

9 その他

この要領に定めるもののほか、レターケースの利用に関し必要な事項は、別に定めることとします。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月11日から施行する。